



子育て支援施策として就学前児童に係る医療費助成について所得制限を撤廃し、自己負担額を全額助成するもの

1 改正の趣旨

安心して子どもを産み育て、健やかな成長を促す子育て環境を実現するため、子どものうち最も医療費の負担が大きい就学前児童に係る医療費助成の範囲を拡充する。

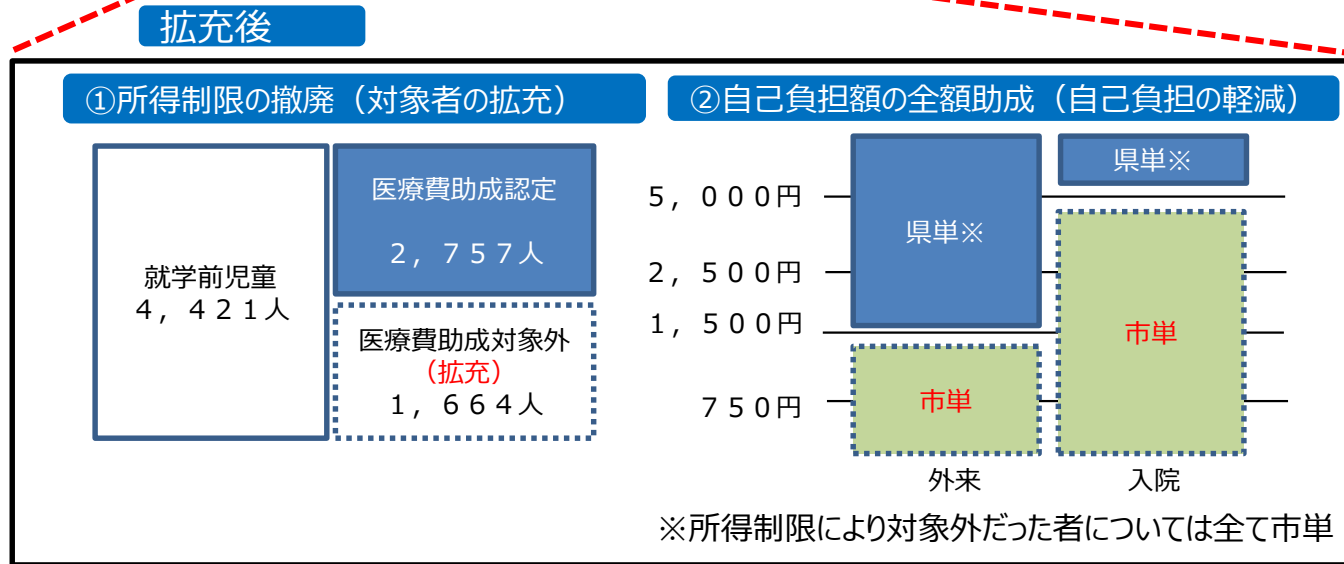
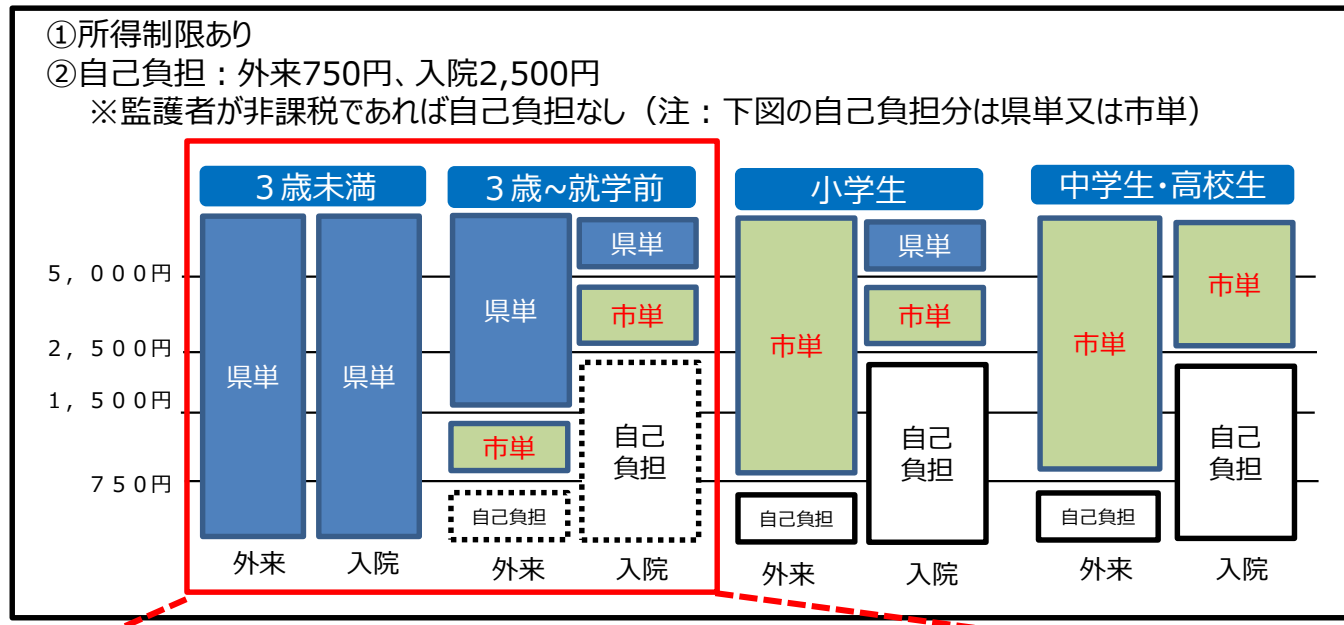
2 主な改正内容

- ①所得制限の撤廃（対象者の拡充）
- ②自己負担額の全額助成（医療費自己負担の軽減）

現状

人数：令和3年12月末現在

	就学前	小学生	中学生	高校生
住民登録者数	4,421人	4,809人	2,601人	2,687人
認定者数	2,757人	2,507人	1,160人	1,019人
1人あたり医療費 (R2平均)	174,041円	72,280円	53,356円	49,968円



3 施行日

令和4年8月1日（令和4年8月診療分から対象とする。）

理由
現在交付している受給者証の更新時期に合わせるため。

4 歳入歳出見込み（年間見込み）

子ども・妊産婦に係る福祉医療費給付事業のうち、子どもに係る事業費
(単位：千円)

	扶助費	事務費	計	財源内訳		
				県補助	諸収入	一般財源
現状	103,127	16,332	119,459	26,594	9,194	83,671
拡充後	191,047	22,458	213,505	26,594	12,403	174,508
増減	87,920	6,126	94,046	0	3,209	90,837

拡充に係る経費 94,046千円

①扶助費 87,920千円
うち給付費相当分（対象者の拡充分） 52,847千円
うち自己負担相当分（自己負担の軽減分） 35,073千円

②事務費 6,126千円
システム改修、審査手数料、会計年度任用職員人件費など

初年度の取扱い

ただし、初年度は8月から拡充となるため、増額となる扶助費は8ヶ月（8月～3月）相当分の予算措置とする。
 $87,920千円 \times 8月 \div 12月 \approx 58,613千円$

5 今後のスケジュール

- 令和4年4月～ 医療費助成システム改修
- 令和4年5月 医療費助成拡充の広報
医師会や医療機関への周知
- 令和4年6月 対象者に申請勧奨
- 令和4年6月～7月 申請受付、受給者証交付